平成２６年（フ）第３４９号
岐阜市三歳町３丁目16番地２
破産者　有限会社ルベール
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４２７号
岐阜市市橋４丁目10番５号
破産者　味の郷せきていこと　杉浦　康之
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３１４号
愛知県一宮市北小渕字南切63番地の２
破産者　株式会社祐飛建設
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２９２号
愛知県刈谷市相生町２丁目５番地
破産者　貴重株式会社
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１９０３号
名古屋市西区天塚町１丁目73番地の２　レインボー天塚602号
破産者　荒井　敦史
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５０号
名古屋市名東区西山本通３丁目２番地　サンハイツ西山501号、従前の住所愛知県長久手市作田１丁目1323番地　ドゥナーレ藤が丘201号
破産者　新美圭一郎
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２００号
札幌市清田区北野２条１丁目10番22号
破産者　伊藤　健司
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２５８号
北海道千歳市北斗２丁目７番９号
破産者　結城　　淳
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０７号
仙台市宮城野区岩切２丁目13番２号、従前の住所仙台市泉区南光台４丁目18番29―１号
破産者　赤間　吉男
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２号
秋田県能代市扇田字獺野３番地
破産者　柴田　洋紀
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第１８０号
富山市山室103番地30　ベルクレール山室301号、前住所富山市才覚寺136番地１　ポラリス北極星105号
破産者　上田　法純
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９３９号
名古屋市中村区栄生町９番26号　グリーンリーフ302号、住民票上の住所名古屋市熱田区三本松町７番14号　モアグレース神宮前201号
破産者　水持　厚志
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６５０号
名古屋市西区名駅２丁目10番６号　杉原ビル602号
破産者　花井　俊溥
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９１９号
名古屋市中川区荒子１丁目119番地の１　レオパレスＲ＆Ｆ106号
破産者　中野　清次
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０６５号
愛知県大府市共和町３丁目14番地の９　第二若葉荘110号
破産者　加古　博敏
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１５２号
名古屋市中川区大当郎３丁目2011番地　サンハイツＥ201号、開始決定時の住所名古屋市瑞穂区白砂町１丁目15番地　アメニティ88―405号
破産者　炭焼キ川芳こと　松本ミエ子
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１号
愛知県北名古屋市熊之庄屋形3246番地
破産者　エーピーピークリエイツこと　松本　浩
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４０号
名古屋市緑区桃山３丁目1302番地　県営緑黒石住宅５棟405号
破産者　佐々木鷹志
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部